

## 第2次 中津川市「博物館等スポンサー」募集要項

中津川市では、市が設置する鉱物博物館・苗木遠山史料館・子ども科学館・中山道歴史資料館・東山魁夷心の旅路館および熊谷樞つけちギャラリー（以下「博物館等」という。）の6館において、博物館等の活動を支援して下さるスポンサーを募集します。

スポンサーからのご支援は、博物館等の利用者に還元することにより、より多くの皆さまに中津川市の自然・歴史・文化・芸術について知っていただくとともに、博物館の意義・活動についての理解を深めていただき、博物館にいっそう親しみを持っていただけるよう活用いたします。

### 1. スポンサー制度の内容

中津川市は、市の博物館等を支援して下さる法人（企業および住民自治団体等の公共的な活動を営む団体）からスポンサー料をいただき、博物館等の特定の開館時間帯（平日の開館日）における入館料に充当します。これにより、スポンサーの支援をいただいた開館時間帯に来館される博物館等利用者の入館料を無料とします。

各博物館等は、スポンサーの支援により入館無料としていることを、スポンサー名を明示して利用者へ広報します。

### 2. 募集内容

#### (1) スポンサーを募集する博物館等の名称

- 中津川市鉱物博物館
- 中津川市苗木遠山史料館
- 中津川市子ども科学館
- 中津川市中山道歴史資料館
- 中津川市東山魁夷心の旅路館
- 熊谷樞つけちギャラリー

#### (2) スポンサー支援により入館を無料とする博物館等の開館日

- 各館の平日（月曜日から金曜日まで）開館日の曜日ごと（下表の○印）に（3）のスポンサー料を適用し、利用者の入館を無料とします。

入館無料化を適用する博物館等の開館日（適用枠）

館名 \ 曜日	曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
鉱物博物館		—	○	○	○	○
苗木遠山史料館		—	○	○	○	○
子ども科学館		—	○	○	○	○
中山道歴史資料館		—	○	○	○	○
東山魁夷心の旅路館		○	○	—	○	○
熊谷樞つけちギャラリー		—	—	—	—	○

※開館時間は9時30分から17時まで

(3) スポンサー料

- 一口10万円（一枠につき一口以上とする）
- 一口以上のご支援をお願いします。
- 複数の適用枠にご応募くださる場合は、適用枠数以上の口数をご支援ください。
- 6の協定締結後、指定された期日までに市が指定する方法で納付してください。

(4) スポンサー期間

- (3) のスポンサー料納付日の翌月 1 日から 1 年間
- ただし、今回の募集にあたって、スポンサー料が平成31年 3 月中に納付された場合においては、2019年 5 月 1 日から2020年 4 月30日までの 1 年間を予定しています。

(5) スポンサーに対する特典

- 館内のスポンサーボードへのスポンサー名の掲示
- 対象博物館等広報媒体によるスポンサー名の広報
- スポンサー期間内有効の博物館等共通招待券の提供（50枚）

3. 募集期間

平成31年 3 月14日（木）から  
上記開始日以降は、随時受け付けます。

4. 申込方法

(1) 提出書類

- ① 中津川市博物館等スポンサー応募申請書（様式 1）

(2) 提出先

下記 4 通りの方法により、お申し込みください。

なお、申し込み後 2 週間を経過しても決定通知書が届かない場合は、9 のお問い合わせ先（中津川市鉱物博物館）までご連絡ください。

① 持参の場合

中津川市鉱物博物館（中津川市苗木639-15）

※ 受付時間は、開館日の 9 時30分から17時まで

（休館日は毎週月曜日、月曜日が祝日等にあたる場合はその翌日）

② 郵送の場合

〒508-0101 岐阜県中津川市苗木639-15

中津川市鉱物博物館

「博物館等スポンサー募集」係あて

③ FAX の場合

中津川市鉱物博物館（中津川市苗木639-15）

FAX：0573-67-2191

④ 電子メールの場合

中津川市鉱物博物館（中津川市苗木639-15）

メールアドレス：museum@city.nakatsugawa.gifu.jp

### (3) その他

#### ① 応募等の費用負担

すべて応募者の負担とします。

#### ② 応募の辞退

応募申請書を提出後または決定通知後に辞退する場合は、辞退届(様式2)をご提出ください。

#### ③ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類の内容に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

## 4. 応募資格

中津川市博物館等スポンサーとなることができるものは、スポンサーとしてふさわしい資力および信用を備え、中津川市博物館等スポンサー制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に則って支援を行うことを承諾した法人および団体であって、次に掲げるいずれの条件にも該当しないものとする。

### (1) 次に掲げる業種又は事業者にかかるもの

ア 風俗営業法の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続中又は更生手続中のもの

エ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

オ その他博物館等を支援する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの

### (2) 法令等に違反する活動を行うもの又はその恐れがあるもの

### (3) 公序良俗に反する活動を行うもの又はその恐れがあるもの

### (4) 政治性又は宗教性のある活動を行うもの

### (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損の恐れがある活動を行うもの

### (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する暴力団等の利益につながるもの又はその恐れがあるもの

## 5. 選定方法

(1) 博物館等スポンサー制度審査委員会において判断し、スポンサーを決定します。なお、応募が1者だけの場合も審査委員会においてスポンサーとしてふさわしいか審査を行います。

(2) 選定後は、速やかに決定したスポンサーを公表するとともに、すべての応募者に結果を通知します。

(3) スポンサーごとの支援先(2.(2)の適用枠)については、審査委員会で調整する場合があります。

## 6. 協定の締結

市は、スポンサー決定後、決定者と最終的な協議を行ったうえで協定を締結します。協定を締結した場合は、スポンサーとなった法人および団体を公表します。

## 7. 協定の解除

実施要綱第15条に基づき、次に掲げるいずれかに該当するときは、市は協定を解除することができるものとします。なお、これにより生じた損害に対して、市および博物館等はその責を負いません。

- (1) スポンサーが、スポンサーの決定後に実施要綱第8条の各号のいずれかに該当することとなったとき、又は該当することが判明したとき
- (2) 市長が指定する期日までに、スポンサー料が納付されなかったとき
- (3) スポンサーが、実施要綱第7条に規定する博物館活動の独立性を損ねたとき、又は損ねる恐れがあるとき
- (4) その他スポンサーが実施要綱又はこの募集要項に違反するなど、市長がスポンサーとして適当でないと認めたとき

## 8. スケジュール

項目	日程
スポンサー募集	平成31(2019)年3月14日(木)から(随時)
審査・選定	受付順に随時実施
協定締結	平成31(2019)年4月
実施	2019年5月上旬から

## 9. お問い合わせ先

中津川市鉱物博物館 担当：西尾要一

〒508-0101

岐阜県中津川市苗木639-15

電話 0573-67-2110

FAX 0573-67-2191

電子メール [museum@city.nakatsugawa.gifu.jp](mailto:museum@city.nakatsugawa.gifu.jp)